

第10号議案

亀岡市一般職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例の制定について

亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年11月30日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市一般職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例

第1条 亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、

令和3年4月1日から施行する。

(亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年亀岡市条例第50号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例)

- 3 令和2年12月に支給する期末手当について第14条第1項及び第24条第1項において準用する給与条例第20条第2項の規定を適用する場合については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。

(亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 3 亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和57年亀岡市条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための業務に従事する職員の特殊勤務手当の特例)

- 2 第4条の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)に係る業務に従事したときは、当該職員に対し、特殊勤務手当として、当該業務に従事した日1日につき、3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円)を支給する。

亀岡市一般職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例案要綱

1 国の給与改定措置に準じ、本市一般職員の給与に関し、期末手当の支給割合等について、次のとおり改正すること。

(1) 期末手当の支給割合の改正

ア 令和2年12月支給の期末手当の支給割合を0.05月分引き下げて、次のとおりとすること。

	現 行	改正案	増 減
(一般職員)	100分の130	100分の125	△100分の5
(幹部職員)	100分の110	100分の105	△100分の5

イ 令和3年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおりとすること。

	6月期	12月期	計
期 末 手 当			
(一般職員)	100分の127.5	100分の127.5	100分の255
(幹部職員)	100分の107.5	100分の107.5	100分の215
勤 勉 手 当			
(一般職員)	100分の95	100分の95	100分の190
(幹部職員)	100分の115	100分の115	100分の230
合 計			
(一般職員)	100分の222.5	100分の222.5	100分の445
(幹部職員)	100分の222.5	100分の222.5	100分の445

2 亀岡市会計年度任用職員に関し、令和2年12月に支給する期末手当について、特例を設けること。

3 人事院規則の改正に準じ、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための業務に従事する職員の特殊勤務手当の特例を設けること。

1日当たり	3,000円 (患者等の身体に接触等した場合は、4,000円)
-------	------------------------------------

- 4 この条例は、公布の日から施行すること。ただし、1の(1)イの改正については、令和3年4月1日から施行すること。